

#### ORIGINAL RESEARCH

膿疱性乾癬(汎発型)の疾患管理における医学教育のアンメットニーズと診療 実態における差異:世界各国の医療の最前線で活躍する医師達の視点

# Unmet Educational Needs and Clinical Practice Gaps in the Management of Generalized Pustular Psoriasis: Global Perspectives from the Front Line

Received: October 14, 2021 / Accepted: November 30, 2021 / Published online: December 13, 2021  $\odot$  The Author(s) 2021

#### 抄録

**縮言**:膿疱性乾癬(汎発型)(GPP)は生命を脅かす可能性もある稀少な自己炎症性好中球性皮膚疾患であり、無菌性膿疱が繰り返し再燃する全身

B. Strober (⊠)

Central Connecticut Dermatology Research, 1 Willowbrook Rd, Ste 2, Cromwell, CT 06520, USA e-mail: brucestrober30@me.com

B. Strober

Yale University, New Haven, CT, USA

J. Leman

BMI Kings Park Hospital, Stirling, UK

M. Mockenhaupt

Department of Dermatology, Medical Center, University of Freiburg, Freiburg im Breisgau, Germany

J. Nakano de Melo

Santa Casa de São Paulo, São Paulo, Brazil

A. Nassar

Department of Dermatology and Venereology, Ain Shams University, Cairo, Egypt

V. H. Prajapati

Dermatology Research Institute, Calgary, AB, Canada

V. H. Prajapati

Skin Health and Wellness Centre, Calgary, AB, Canada 症状を特徴とする。GPP の治療管理については、GPP に対する統一された診断基準や承認薬がないことが重大な問題になっている。そこで、GPP の管理における医学教育のニーズや診療ギャップを明らかにするため、GPP 患者の治療で直面した課題について議論した。

方法: GPP 患者の診療経験を共有する目的で 2020 年 7 月 24 日にワークショップが開催され、

V. H. Prajapati

Probity Medical Research, Calgary, AB, Canada

V. H. Prajapati

Division of Dermatology, Department of Medicine, University of Calgary, Calgary, AB, Canada

V. H. Prajapati

Section of Community Pediatrics, Department of Pediatrics, University of Calgary, Calgary, AB, Canada

V. H. Prajapati

Section of Pediatric Rheumatology, Department of Pediatrics, University of Calgary, Calgary, AB, Canada

P. Romanelli

Dr. Phillip Frost Department of Dermatology and Dermatopathology, University of Miami, Miami, FL, USA

J. Seneschal

Department of Dermatology, National Reference Centre for Rare Skin Diseases, Saint-André Hospital, Bordeaux, France 10 ヵ国(ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フ ランス、ドイツ、日本、マレーシア、英国および 米国)から13名の皮膚科医が参加した。双方向 の投票システムを利用して、医療システムの階層 別に教育ニーズおよび診療ギャップについて議論 し、順位付けを行った。

結果: 医師個人のレベルでは、GPP の診療経験 が乏しいことが診療ギャップにつながる重要項目 と確認された。非専門医は GPP の症状や発症機 序の理解が不十分であるため、誤診する割合が高 く、専門医への紹介や治療の開始が遅れる。患者 が最初に総合診療医や救急外来を受診する国で は、GPP は感染症と誤診されることが多い。GPP を正確に診断できる皮膚科医であっても、治療に 関する知識が乏しければ診療経験がより豊富な他 の皮膚科医に紹介する必要がある。医療機関レベ ルでは、GPP が自己炎症性疾患であると救急外来 の医師に認識させ、GPP 患者をサポートする集学 的医療チーム内の意思疎通および協力体制を強化 し、役割分担を明確化する必要性が高かった。規 制に関連するレベルでは、信頼性の高い臨床試験

I. Seneschal

University of Bordeaux, Bordeaux, France

Fachklinik Bad Bentheim, Bad Bentheim, Germany

Hospital Sultanah Aminah, Johor Bahru, Malaysia

M. Yasuda

Department of Dermatology, Gunma University Graduate School of Medicine, Maebashi, Gunma, Japan

Shanghai Dermatology Hospital, Shanghai, China

Tongji University School of Medicine, Shanghai, China

A. C. Hernandez Daly

Boehringer Ingelheim International GmbH, Ingelheim am Rhein, Germany

Y. Okubo (⊠)

Department of Dermatology, Tokyo Medical University, 6-7-1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0023, Japan

e-mail: yukari-o@tokyo-med.ac.jp

データを集め、明確で一貫性のある治療ガイドラ インを策定し、治療薬を承認・上市することが優 先事項であるとまとめられた。

結論:参加した国々から最も賛同が得られた教育 上の課題は、「GPP は適切な治療の開始が遅れる と生命を脅かしかねない疾患であることを医師に 理解させることと、GPP の診療経験がより豊富な 他の医師に患者を紹介すべきタイミングを認識さ せること」である。

キーワード:診療実態における差異・膿疱性乾癬 (汎発型)・国際的見解・教育活動における課題

#### 要 点

#### 本研究の背景

GPP は稀少疾患であるため、どの医療機関で も GPP に関する豊富な診療経験を蓄積する ことが難しい。

GPP患者の診療経験の共有と教育ニーズお よび診療ギャップの把握を目的として、バー チャルワークショップが開催され、5地域の 10ヵ国から13名の診療に携わっている皮膚 科医が参加した。

#### 本研究で得られた知見

ワークショップで明らかになった最も重要な 教育上の課題は、「皮膚科医も皮膚科医以外 の医師も、GPPは正しい治療の開始が遅れ ると生命を脅かしかねない疾患であることを 十分に認識し、GPP の診断および / または治 療ならびに継続管理のためにどのタイミング で専門医に患者を紹介すべきかを理解するこ と」であった。

GPP 患者を一定の頻度で診療する機会がある 大学病院および地域密着型病院は、自身の経 験から学び、診療経験の少ない医療機関と連 携して GPP に対して一貫した最善の治療を 提供できるよう努めるべきである。

## 緒言

膿疱性乾癬(汎発型)(GPP)は稀少な自己炎症 性好中球性皮膚疾患であり、特徴として肉眼で確 認できる無菌性膿疱が広範囲に出現(再燃)し、 全身性炎症を伴う例と伴わない例がある[1-3]。 GPP の有病率は国によって大きく異なり、フラン スでは人口 100 万人あたり 1.76 人であるが、日本 では人口 100 万人あたり 7.46 人、ドイツでは人口 1万人あたり 5人である [4-6]。これまで GPP の診 断および名称には一貫性がなく、そのため、その 有病率の高精度な推定は難しい。GPPは遺伝子型、 表現型および病理所見の点で局面型乾癬(尋常性 乾癬)とは明らかに異なり、その症状は患者間で も、同一患者のエピソード間でも異なることがあ る[3]。GPPは年に何度も再燃することもあれば(再 発性 GPP)、より持続性で何年も間隔を置いて間 欠的に再燃することもある(持続性 GPP) [1-3]。

GPP は 1909 年に von Zumbusch によって初め て報告されて以来、その発症機序はほとんど解明 されておらず、名称、分類、診断法および治療法 は実に様々である[1,7]。GPP はこれまで、急性 GPP (von Zumbusch 型)、妊婦の膿疱性乾癬(疱 疹状膿痂疹) および乳児 / 若年性膿疱性乾癬など、 いくつかのサブタイプに分類されてきた[3,8,9]。 GPP はその症状および併存疾患が患者の QOL を 著しく損ねることがあるため、サブタイプによら ず臨床的負担が大きい[2,3,10,11]。しかも、治療 しないと敗血症や多臓器不全などの合併症を引き 起こし、生命を脅かすこともある [2,4,11,12]。今 世紀に入って報告された研究で、GPPの発症機序 に関して、インターロイキン(IL)-36を介する 炎症経路や IL-36 受容体アンタゴニストをコード する IL36RN 遺伝子の変異の関与が報告され [13-17]、その理解が深まった。

GPP は稀少疾患であるため、本疾患の治療ガイドラインは、局面型乾癬の治療戦略と GPP に関する少数の症例研究および単群非盲検試験の結果に大きく依拠せざるを得ない [2,18,19]。第一選択薬として推奨されているのは一般に全身療法薬で、レチノイド、メトトレキサート、シクロスポリンおよびインフリキシマブなどである。生物学的製

剤が GPP 治療薬として承認されているのは、日本、 台湾およびタイだけである。急性期 GPP を良好に 管理するには、最適な薬剤を用いた迅速な治療が 必要であるが、GPP の診療経験が乏しいために迅 速に診断することも専門医に適切に紹介すること もできず、その結果、治療が遅れて治療反応性に も悪影響が生じることがある。GPP という衰弱性 疾患についてより広く周知する必要がある。

# 方法

GPP 患者の診断、治療および管理に関する専門家 それぞれの経験を共有する目的で、2020年7月24日に Boehringer Ingelheim の主催で世界的な バーチャル・ワークショップが開催され、10ヵ国 (ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、日本、マレーシア、英国および米国) から13名の診療に携わっている皮膚科医 (本稿の著者) が参加した。ワークショップ参加者の診療施設は個人・公的医院、大学病院および政府系医療機関など様々で、診療する GPP 患者数は年間1~50人超(中央値5人)であり、これには GPP 単発例も複数回再燃例も含まれていた。

このワークショップの包括的な目的は、実臨床 で現在用いられている GPP の標準治療(および 国による違い)を総括し、GPP管理における医学 教育ニーズおよび診療ギャップを明らかにするこ とであった。具体的な議題は、ワークショップに 先立ち実施したウェブベースのアンケート調査で 決定した。このアンケート調査で、著者らは、そ れぞれの地域での GPP 患者の臨床管理における 重要な課題について自身の考えを回答した。アン ケートに含める質問項目は、ワークショップの主 催者が議長役である Bruce Strober、大久保ゆか りと協議の上で決定した。著者らは、診療ギャッ プを、マクロ(制度)レベル、メソ(組織/機関) レベルおよびミクロ(個々の医師)レベルの3つ のレベルで検討した。ワークショップでは、双方 向のオンライン投票システムを利用して、アン ケート調査で確認された GPP 管理上の重要な課 題と障壁について議論し順位付けを行った。本稿 では、ワークショップで議論された主な議題につ

いて概説し、著者らの個人的意見および GPP の 診断および治療の経験に基づいて明らかにされた 教育ニーズおよび診療ギャップを詳述する。

#### 倫理ガイドラインの遵守

本稿は過去に実施された試験や個人的経験に基づき執筆されたもので、著者のいずれかが被験者または動物を対象にして新規に実施した試験は含まれていない。

#### 結果

### GPP に対する標準治療:視点と課題

ワークショップ前のアンケート調査で確認され、 ワークショップで議論された重要な視点と課題 を、表1にまとめる。

#### 診断

GPPに対する治療を迅速かつ適切に実施するに は、迅速な診断が欠かせない。GPP の診断につい て、12 名中 9 名 (75%) が「難しい」または「と きに難しい」と回答したため、ワークショップで は「GPPの診断は難しい場合がある」というコン センサスが得られた。経験豊富な皮膚科医にとっ ては、診断は難しくないかもしれないが、皮膚科 医以外の医師は GPP を周期性発熱症候群または 感染症と誤診することが多く、患者を直ちに皮膚 科医に紹介せずに、それぞれステロイド薬または 抗菌薬の全身投与による治療を開始する。患者が 最初に総合診療医または救急外来を受診した場 合、適切な治療の開始が大幅に遅れることがある ため、特に問題である。われわれの経験によると、 ブラジル、エジプト、ドイツ、中国および日本な どの国では、患者が最初から皮膚科を受診する傾 向にあり、そのような国では誤診件数が少ない可 能性がある。

GPP の迅速な診断の妨げとなる重要な課題は、 局面型乾癬の既往の有無、発症年齢、重症度およ び臨床経過という点で GPP の臨床症状が不均一 であることと、好中球優勢の炎症を伴う他の疾患、特に急性汎発性発疹性膿疱症(AGEP)との鑑別である。詳細な病歴聴取が GPP と AGEP との鑑別に役立つと考えられる。例えば、AGEP 患者の90% は全身性抗菌薬などのある種の薬剤の投与と関連して発症するが、これに対して GPP は、局面型乾癬の既往がある場合や、ステロイド薬および腫瘍壊死因子 $\alpha$  (TNF $\alpha$ ) 阻害薬などの全身療法薬を急激に減量した場合に疑われる [20-22]。 AGEP は GPP に比べて発症までが早く、一般的にはるかに速やかに改善するため、その臨床経過は鑑別診断の根拠となり得る。

GPP の名称および分類はこれまで大きく変遷し てきた[1]。最近になり GPP の診療経験が蓄積さ れ、発症機序に対する理解が深まったことで、日 本皮膚科学会 (JDA) および European Rare and Severe Psoriasis Expert Network (ERASPEN) がそれぞれ GPP の標準的診断基準を定め、公表 した (表 2) [1.2]。これらの診断基準に記載され た疾患の定義には限界があると考えている。JDA による定義は乾癬プラークの有無を考慮しておら ず、一方、ERASPEN による定義は、GPP に極 めて典型的である特徴的な病理組織所見や膿海と いう臨床所見を含んでいない。しかしながら、参 考書に載っている GPP の曖昧な記述は経験の浅 い皮膚科医にとっては紛らわしく、IDA および ERASPEN が公表した診断基準はこれらを明確に するのに役立つと考えられる。例えば、膿疱が乾 癬プラークに限局する例は、参考書では GPP に 分類されることが多いが、ERASPEN の定義では GPP から除外されている。

#### 治療

GPP の治療で最も難渋するとワークショップで確認されたこととして、GPP の皮膚症状および全身症状を確実にコントロールするには迅速な意思決定が必要なことが挙げられる。診断の問題だけでなく、治療開始前に他の疾患(結核症および悪性腫瘍など)を解消しておく必要があり、つまり GPP 患者が発症後 48 時間以内に最適な治療を受けられない場合があることを意味する。また、

#### 表1 ワークショップで確認された GPP の診断・治療・継続管理における重要な視点と課題

診断

GPPを正確に診断する上で鑑別診断に重要な課題がある。

皮膚科医以外の医師は GPP を誤診することが多く、そのために専門医への紹介が遅れたり、治療が適切ではない方法で開始されたりする。

GPP の ERASPEN による定義にも IDA による定義にもいくつかの limitation がある。

経験の浅い皮膚科医および皮膚科医以外の医師は GPP 患者を診療する機会がほとんどなく、そのため多くは GPP に対する適切な治療および管理への理解が乏しい。

治療

GPP に対して最も広く用いられている治療薬はレチノイド、メトトレキサートおよびシクロスポリンであるが、国によっては生物学的製剤が上市され、より良い疾病管理がなされている。

皮膚科医が GPP に対してどのような治療効果を期待するかは、選択した治療薬の種類による。

生物学的製剤は GPP に対する有望な治療選択肢である。

高額な薬剤費や保険給付上の制約のため、GPP 患者は最も有効な治療薬を使用できないことがある。

多くの場合、GPPの管理には集学的医療チームが連携してあたることが望ましいが、共同意思決定にはそれ独特の難しさがある。

現在、GPP 治療薬の選択を補助するガイドラインはなく、GPP の管理を支援するにはそのようなガイドラインの作成が必須である。

継続管理

GPP の疾患重症度を評価するためのガイドラインが作成され、有効なツールが開発されれば、皮膚科医はより効率良く患者の評価を実施できるようになると期待される。

GPP の再燃を防止するためには、患者に疾患管理における自身の役割を理解させることが重要である。

GPP 患者のケアにおいて併存疾患の管理は大きな課題であり、その手引きや研究がさらに必要である。

GPP 患者の心理的フォローアップはその長期ケアで重要な(しばしば見過ごされる)側面である。

地域間の差異や社会経済的因子が GPP 患者の治療を妨げる要因となり得る。

*ERASPEN*: European Rare and Severe Psoriasis Expert Network、*GPP*: 膿疱性乾癬(汎発型)、*JDA*: 日本皮膚科学会

医師が最新の治療情報を知らない可能性があり、これによってさらに治療開始が遅れる。もう1つの大きな問題は、ほとんどの国で GPP に対する治療薬が承認されていないことである。本稿執筆時点で、GPP に対する生物学的製剤が小規模な単群臨床試験の成績に基づいて承認されているのは日本、台湾およびタイだけである。また、標準治療ガイドラインは作成されていない\*1。

われわれが GPP の治療によく用いる薬剤はレチノイド、メトトレキサートおよびシクロスポリンであり、これまでの報告と一致している [2,9,13]。シクロスポリンは腎移植を施行した妊婦に投与して忍容性良好であったと報告され、催奇形性はないと考えられる [2] ため、他に治療薬がない場合には妊娠中の GPP 患者の治療によく用いられている。ステロイド薬は不適切な減量によって GPP

<sup>\*1</sup> 訳注:日本では日本皮膚科学会 GPP 診療ガイドラインがある

#### 表2 公表されている GPP の診断基準

#### ERASPEN [1]

肉眼で視認可能な原発性無菌性膿疱が四肢末端以 外の皮膚に存在する(ただし、膿疱が乾癬プラー クに限局する場合は除く)。

全身性炎症を伴うことがある。

局面型乾癬を伴うことがある。

再発性(2エピソード以上)または持続性(3ヵ月超) である。

GPP は少なくとも1回以上再発するか3ヵ月を超 以上の4項目を満たす場合を膿疱性乾癬(汎発型) えて持続する場合にのみ診断すること。

#### JDA [2]

- (i) 発熱あるいは全身倦怠感等の全身症状を伴う。
- (ii) 全身または広範囲の潮紅皮膚面に無菌性膿疱が 多発し、ときに融合し膿海を形成する。
- (iii) 病理組織学的に Kogoj 海綿状膿疱を特徴とする 好中球性角層下膿疱を証明する。
- (iv) 以上の臨床的、組織学的所見を繰り返し生じる こと。

の確実例と診断する。項目(ii)と(iii)を満たす 場合を疑い例と診断する。

ERASPEN: European Rare and Severe Psoriasis Expert Network、GPP: 膿疱性乾癬(汎発型)、IDA:日 本皮膚科学会

が再燃するおそれがあり、妊婦には慎重に投与す べきである [2,9]。

GPP 治療の重要な課題である併存疾患について も議論した。これは、GPP に対する治療選択肢の ほとんどに毒性や、禁忌となり得る疾患がある[2] ためで、例えば、肝障害のある患者や妊孕性のあ る女性患者へのメトトレキサート投与の是非につ いては、慎重に検討する必要がある。

われわれが期待する治療効果は、治療薬に応じ て異なることがわかり、予想される効果は症例ご とに検討する必要があるということで意見が一致 した。例えば、アシトレチンを用いると数日以内 (最長でも1週間以内) に解熱および膿疱消失が 期待できるが、メトトレキサートの効果発現には これよりも長くかかるのが一般的である。一部の ワークショップ参加者は、アシトレチンの効果が 1週間以内に認められない場合、有害事象発現や 忍容性低下を懸念して増量をためらうかもしれな いと指摘した。また、シクロスポリンが投与開始 後3~6ヵ月以内に奏効しない場合、通常は別の 全身療法に切り替える。

日本から参加した皮膚科医は、生物学的製剤が 上市されてから GPP の管理が改善したと述べた。

日本では GPP 治療薬として複数の生物学的製剤 が承認され、TNFαに対するモノクローナル抗 体製剤(アダリムマブ、インフリキシマブおよび セルトリズマブ ペゴル) [2,23]、IL-17 阻害薬(セ クキヌマブ、イキセキズマブおよびブロダルマ ブ)[2]、IL-23 阻害薬 (グセルクマブおよびリサ ンキズマブ) [24,25] が使用されている。生物学的 製剤が GPP 治療薬として承認されていない国で は、その使用制限がさらに強いものになっている。 一部の国では高額であるために生物学的製剤の使 用が普及していない。保険給付を受けるには通常、 GPP 治療薬としての薬事承認がなされているこ とが前提であり、承認済みでも、他の全身療法が 無効または忍容不能である場合にだけ生物学的製 剤の使用を認めることが多い。このように、生物 学的製剤が上市されている国であっても患者の薬 剤費負担能力がその早期使用を阻む大きな要因と なっている。GPP が長期の治療を要することも患 者にとってさらなる経済的負担となり得る。初期 の疾患コントロールが不十分であった場合にかか る費用(仕事や学校を休むことによる経済的影響、 複数回の外来・救急外来受診の費用および複数回 の入院の費用を含むが、これに限定されるわけで

はない)は、最初から(高額であっても)より効果の高い治療を行った場合の費用よりも高くなる可能性があることに留意すべきである。

#### 継続管理

われわれは、治療効果のモニタリングに利用でき る有効な評価ツールがないと治療中の GPP 患者 の経過観察を実施できない、ということで意見が まとまった。ほとんどのツールは GPP に特有の 急激な日々の変動を捉えることができない。GPP 患者で認められる膿疱、浮腫および紅斑の面積と 重症度を評価する指標となるスコアリングシステ ムが開発されれば、重症度の評価、ならびに全 身療法や入院の必要性の判断に役立つであろう\*2 [26]。今後の再燃を遅延または抑制することも GPPの長期管理の目標である。治療薬で長期管 理を行えるとしても、トリガーとなり得る因子を 回避するよう心掛けることを患者自身が理解する ことが重要である。疾患経過を慎重に観察した上 で、患者が期待することを明確にすることが必要 になるであろう。適切な心理的フォローアップや 遺伝カウンセリングなど、患者やその家族の幅広 いニーズにこたえるには、密に連携した集学的医 療チームが必要かもしれない。GPP 患者は、治療 効果が得られなかった場合の諸問題と長期の治療 に伴う経済的負担の両方に関する大きな心理的負 担を強いられる。さらに、小児 GPP 患者の場合、 専門家の特別なサポートを要する。

#### 診療ギャップと教育ニーズ

われわれは、GPPの効果的な管理を行う上での課題と阻害要因について議論した結果、最終的にGPP患者のアウトカムを改善するには特定の診療ギャップおよび教育ニーズに対処していくことが重要と考えた。これらの格差およびニーズを、医療制度のレベルにより「マクロ」レベル(規制、経済および制度レベルの要因)、「メソ」レベル(医療機関または病院レベルの要因)および「ミクロ」レベル(医師個人レベルの要因)に分類した。ワークショップでは、それぞれの地域においてGPP

管理に対する重要な課題となっている格差について て投票を行った(図1)。

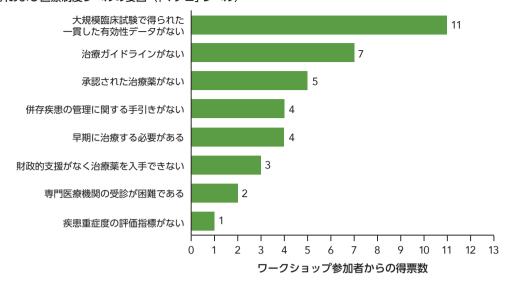
# 規制、経済および医療制度レベルの要因 (「マクロ」 レベル)

規制に関連するレベルでは、重要な診療ギャップ として、一貫した臨床試験データがないこと\*3が 最も票を集め、次いで票を集めたのは、治療ガイ ドラインがないこと、治療薬が承認されていない こと(ただし、日本には当てはまらない)であっ た(図 la)。手引きが求められる GPP 管理上の重 要事項は、GPPに対する第一選択薬および第二選 択薬の明確化、GPP 再燃時の治療および GPP に 対する "レスキュー"治療、GPP と併存疾患の 管理、ならびに GPP 患者のリハビリテーション などである。GPP は稀少疾患であるため多数の患 者を対象とした大規模ランダム化比較試験を実施 することが難しく、そのため GPP 治療薬の安全 性および有効性は限られたデータに基づくもので ある。しかも、GPP は自然経過によって悪化と 軽快を繰り返すことがあるため、GPP患者に対 する新薬の有効性評価には難しい面がある。現在 公表されているガイドラインやレビューでは多く の症例報告や症例集積研究の報告が引用されてい る [2,9,18,27] が、個々の症例での否定的な成績が 投稿されることはほとんどなく、これらのデータ はバイアスを含む可能性がある。一貫したデータ がないために強い推奨事項を記載した明確な GPP 管理ガイドラインを作成することは難しく、多く の国では依然として、既存の局面型乾癬のガイド ラインに従って GPP の治療を行っている。米国 では、2012年に膿疱性乾癬の治療ガイドライン が公表されたが、上市された新しい生物学的製剤 を記載した改訂版は未だ発行されていない[8,18]。 日本ではより最近(2018年)に改訂された GPP 診療ガイドラインがある[2]。このガイドラインは 医師が実際の診療で利用する枠組みを示したもの であるが、上述のようにデータが限られており、 確定的な推奨事項を示している訳ではない。エビ デンスに基づく推奨事項がないため、医師は様々 な治療薬に関する個人的経験に基づいたアプロー

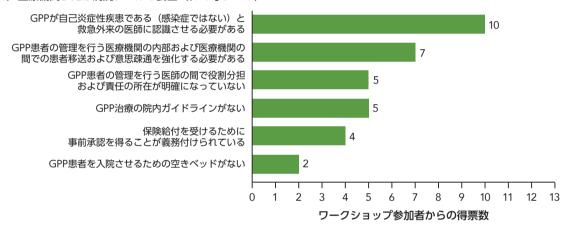
<sup>\*2</sup> 訳注:日本では日本皮膚科学会 GPP 診療ガイドラインの重症度スコアはこのような用途で用いられている

<sup>\*3</sup> 訳注:日本では日本皮膚科学会 GPP 診療ガイドラインがある

#### (a) 規制、経済および医療制度レベルの要因 (「マクロ」 レベル)



#### (b) 医療機関または病院レベルの要因(「メソ」レベル)



#### (c) 医師個人レベルの要因(「ミクロ」レベル)

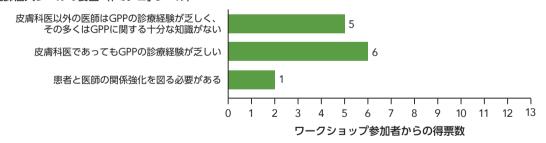


図1 ワークショップ参加者がそれぞれの国での重要事項と捉えている診療ギャップおよび教育ニーズ。 (a) 規制、経済および医療制度レベルの要因、(b) 医療機関または病院レベルの要因、(c) 医師個人レベルの要因。これらの診療ギャップ/教育ニーズは、会議前のアンケート調査で得られた情報に基づく。バーチャル会議に参加した皮膚科医らに対して、会議中に、それぞれの国で最も重要な診療ギャップ/教育ニーズを各グループから3つ選ぶよう求めた。棒グラフはその診療ギャップ/教育ニーズに投票した皮膚科医の数を示す。 GPP: 膿疱性乾癬(汎発型)

チを取らざるを得ない。個々の治療薬の使用経験は国によって大きく異なるため、現在得られている臨床データを基にしてすべての状況に当てはまる治療ガイドラインを作成することは不可能である。治療薬の入手可能性や財政的支援の状況は国によって大きく異なり、日本での GPP の臨床像を他の国に当てはめることはできないため、日本のガイドラインを他の国で使用するのは適切ではない。承認済みの GPP 治療薬がない国から参加した5名は、重要な診療ギャップとして承認済みの治療薬がないことを挙げた。また、全参加者の1が、財政的支援がないため治療薬を入手できないことが問題であると指摘した。

#### 医療機関または病院レベルの要因(「メソ」レベル)

医療機関レベルでは、重要な診療ギャップとして、GPPが感染症ではなく自己炎症性疾患であると救急外来の医師に認識させる必要があるということが最も票を集めた(図 1b)。皮膚科を最初から受診することが難しい国(カナダおよびマレーシア)では、患者は総合診療医を介さずに病院の救急外来を受診する傾向が強くなると考えるが、救急外来の医師が GPP 患者を誤診することは珍しいものではない。GPPの症状は自己炎症性疾患よりも感染症とみなされることが多く、そのため、救急外来の医師による不適切な治療薬の処方が頻繁に起こる。その結果、患者は通常、救急外来を数回受診した後にようやく適切な専門医に紹介されることになる。

上記の他に本ワークショップでは、医療機関レベルの重要な診療ギャップとして、GPP 患者の治療からリハビリテーションに至るまでその管理を行う医療機関の内部および医療機関の間で、意思疎通および患者移送を強化する必要性が挙げられた。GPP 管理を行う集学的医療チーム内で、患者の相談窓口など、役割分担・責任の所在を明確化するのは極めて重要であるということで意見が一致した。GPP 患者の管理には、皮膚科、リウマチ科、遺伝子診療科、循環器科および HDU/ICU の医師など、複数の関係者が関わると予想される。場合によっては、GPP 患者の長期管理に栄養学の専門

家が加わって、虚弱な患者での治療成功率を最大限まで高めようとする。各患者の管理計画を作成する際にはこれらの専門家全員を含めることが重要であるが、集学的医療チーム内で作業することで特有の難しい問題が生じることもある。例えば、小児 GPP 患者に対して全身性抗炎症薬を処方しようとする皮膚科医もいれば、そのような若年の患者に処方するのは不適切ではないかと疑問を呈する医師もいるであろう。

医療機関レベルでの治療に関連する診療ギャップとしては、ある種の治療薬、特に生物学的製剤を使用する際の使用許可申請や保険の事前承認の手続きをより簡略化する必要性も挙げられる。

#### 医師個人レベルの要因 (「ミクロ」レベル)

医師個人のレベルで GPP 管理上の重要な教育・ 診療ギャップと確認されたのは、ほとんどが診断 と初期治療に関するものであった。個人レベルで は、皮膚科医の間でも皮膚科医以外の医師の間で も GPP の診療経験が乏しいことが重要なギャッ プと確認された(図1c)。(カナダやマレーシアな ど) 国によっては、GPP 患者は皮膚科を最初から 受診することができないため、発症後に総合診療 科を受診すると予想され、その結果、誤診や不適 切な治療を受けることがある。総合診療医による GPP の正確な診断は期待し難いものの、GPP が 疑われる患者をできる限り速やかに紹介して迅速 かつ適切な治療につなげる必要があることを総合 診療医は理解すべきである。これに対して、ブラ ジル、エジプト、ドイツ、日本および米国などの 多くの国では、GPP 発症後に総合診療医を受診す るという習慣がなく、GPP を発症した患者は皮膚 科医を最初から受診する。皮膚科医以外の医師が GPP 疑い例を皮膚科医に紹介して正確な診断を仰 ぐのは当然と思えるが、皮膚科医であっても GPP の治療に不安を感じるのであれば、別の皮膚科医 に紹介することも同じくらい重要である。経験の 浅い皮膚科医は、参考書で GPP の記述を読んだ ことがある程度と思われ、今後のキャリアの中で GPP 患者を診療する機会はほんの数回かもしれな い。しかも、GPP患者はより経験豊富な皮膚科医

に紹介され、診療を受けることが多いため、経験の浅い皮膚科医が GPP 患者を診断から治療・経過観察までフォローする機会は限られる。この場合の懸念事項は、最新の治療薬とその使用方法に関する知識がないことである。教育上の重要な課題は、皮膚科医も皮膚科医以外の医師も、GPP は適切な治療の開始が遅れると生命を脅かしかねない疾患であることを十分に認識し、どのタイミングで専門医に患者を紹介すべきかを理解することである。

患者と医師の関係を強化する必要があることも 重要な診療ギャップであると指摘された。GPP 患 者は大きな心理的負担を強いられるため、長期の 経過観察およびサポートを連携して行うことが重 要である。患者の方は維持療法を続け、GPP の発 症要因となる因子を回避して再燃後の管理に積極 的に参画する必要がある。したがって、患者教育 により GPP の継続管理および再燃防止における 自身の役割を患者に理解してもらうことが重要で ある。

### 結論

GPP は稀少疾患であるため、どの医療機関でもGPP に対して豊富な治療経験を蓄積することが難しい。最も重要な教育上の課題は、皮膚科医も皮膚科医以外の医師も、GPP は適切な治療の開始が遅れると生命を脅かしかねない疾患であることを十分に認識し、GPP の診断および/または治療、継続管理のためにどのタイミングで専門医に患者を紹介すべきかを理解することである。GPP 患者を診療する機会の多い大学病院および地域密着型病院の医師は、自身の経験から効率よく学び、GPP の診断・治療の能力をさらに伸ばす努力をすべきである。そのような専門医を擁する医療機関であれば、他の医療機関と連携して、GPP 患者に対して一貫した最善の治療を提供できるであろう。

# 謝辞

研究資金の提供 本稿で述べたワークショップ は、Boehringer Ingelheim の後援によって開催され た。Boehringer Ingelheim から提供された資金で、Ogilvy Health(ロンドン、英国)がバーチャル・ワークショップの運営を行った。著者らは本稿執筆に関連する謝礼を受領していない。Boehringer Ingelheimと著者らが交わした契約には、研究データの秘密保持が含まれていた。Boehringer Ingelheim が本誌の Rapid Service 料を支払った。

オーサーシップ 著者全員が、本稿に関し、医学雑誌編集者国際委員会(ICMJE)の著者基準を満たし、本研究全体の公正性に責任を持ち、本稿最終版を承認した。

メディカルライティング、編集およびその他の補助作業 本稿執筆にあたり、OPEN Health Communications (ロンドン、英国) の Esther Race, PhDと Leigh Church, PhD がメディカルライティング、編集およ びフォーマット調整のサポートを行い、この費用は Boehringer Ingelheimとの契約に基づき同社が負担 した。

著者の貢献 著者全員 (Bruce Strober、Joyce Leman、Maja Mockenhaupt、Juliana Nakano de Melo、Ahmed Nassar、Vimal H. Prajapati、Paolo Romanelli、Julien Seneschal、Athanasios Tsianakas、Lee Yoong Wei、Masahito Yasuda、Ning Yu、Ana C. Hernandez Daly および Yukari Okubo)が、本稿の企画、構成の検討および草稿執筆に等しく貢献した。

**倫理ガイドラインの遵守** 本稿は過去に実施された 試験や個人的経験に基づくもので、著者のいずれか が被験者または動物を対象に新たに実施した試験は 含まれていない。

データ利用に関する事項 臨床試験結果の解釈の独立性を保つため、Boehringer Ingelheim は、すべての社外の著者に対して、被験者レベルの臨床試験データを含むすべての関連資料ならびに ICMJE の基準の下で著者としての役割および義務を果たすのに必要な関連資料の閲覧を認めている。さらに、一

次文献が査読付き雑誌に掲載され、薬事業務が完了 L, BI Policy on Transparency and Publication of Clinical Study Data に基づき他の基準を満たす 場合には、臨床試験関連文書(試験総括報告書、 試験実施計画書、統計解析計画書など)および被 験者の臨床試験データを共有可能とする(https:// vivli.org/)。文書は公開前に精査し、必要に応じ て編集し、被験者や試験関係者の個人情報を保護 し、被験者のインフォームドコンセントで形成された合 意内容を尊重するためにデータを匿名化する。試験 総括報告書や臨床関連文書もhttps://vivli.org/の リンクから閲覧申請することができる。申請はすべて Document Sharing Agreement に沿って処理され る。資格要件を満たす誠実な科学・医学研究者は、 必要とするデータセットの構造と内容を記した書類を 添えて、匿名化した解析可能な被験者の臨床試験 データの閲覧を申請することができる。承認され、ま た Data Sharing Agreement で認められれば、デー タをセキュリティ保護されたデータアクセスシステムを介 して1年間の期限付きで共有する。この期間は申請 があれば延長可能である。試験データの閲覧申請に は https://vivli.org/ のリンクを利用すること。 詳細は 以下のウェブサイトに記載されている。https://www. mystudywindow.com/msw/datasharing

開示事項 Bruce Strober は、AbbVie、Almirall、 Amgen, Arcutis, Arena, Aristea, Asana, Boehringer Ingelheim, Immunic Therapeutics, Bristol Myers Squibb, Connect Biopharma, Dermavant, Equillium, Janssen, LEO Pharma, Eli Lilly, Maruho, Meiji Seika Pharma, Mindera, Novartis, Pfizer, GlaxoSmithKline, UCB Pharma, Sun Pharma, Ortho Dermatologics, Regeneron、Sanofi Genzyme および Ventyxbio のコン サルタント (報酬受領)、AbbVie、Eli Lilly、Janssen および Sanofi Genzyme の講演者、CorEvitas (Corrona) Psoriasis Registry の共同科学責任者(コンサルタント料 受領)、Dermavant、AbbVie、Corrona Psoriasis Registry、Dermira、Cara Therapeutics および Novartis の治験担当医師、Journal of Psoriasis and Psoriatic Arthritis の編集長 (報酬受領) を

務めたことがある。Joyce Leman は、生物皮膚科学 (biodermatology) 研究員として LEO Pharma との 短時間雇用契約の締結と、Boehringer Ingelheim International GmbH からの GPP アドバイザリーボー ドメンバーとしてのコンサルタント料受領を報告してい る。Maja Mockenhaupt は以下の利益相反を報告し ている:大学(研究ユニット「dZh-RegiSCAR」のた め) と Tibotec-Janssen、Boehringer Ingelheim、 Bayer Pharma、Sanofi-Aventis および Janssen と の契約を介して皮膚副反応の解析に関する助成金の 受領; Merck および Pfizer から皮膚副反応に関す るコンサルタント料の受領; Vivants Clinics Berlin、 DERFO Essen, Forum Derma Mannheim, Interdisziplinäre Fobi Dresden, SIMID Verona, Galderma Symposium Stockholm, Derma Fobi Freiburg および Medicademy course Copenhagen から講義、講演、スピーカーズビューロー、原稿 執筆または教育イベントに対する報酬の支払い;重 度の皮膚副反応に関する裁判事例での専門家と しての証言に対する支払い。Ahmed Nassar は、 Sanofi および Boehringer Ingelheim の治験担当 医師を務めたことがあり、Boehringer Ingelheim International GmbH から GPP アドバイザリーボー ドメンバーとしてコンサルタント料を受領したことがあ る。Vimal H. Prajapati は、AbbVie、Amgen、 AnaptysBio, Arcutis, Arena, Asana, Bausch Health, Boehringer Ingelheim, Bristol Myers Squibb, Celgene, Concert, Cor-Evitas (Corrona), Dermavant, Dermira, Eli Lilly, Galderma, Incyte, Janssen, LEO Pharma, Nimbus Lakshmi, Novartis, Pfizer, Regeneron, Sanofi Genzyme、UCB Pharma および Valeant の治験 担当医師を務めたことがあり、AbbVie、Actelion、 Amgen, Aralez, Arcutis, Aspen, Bausch Health, Boehringer Ingelheim, Bristol Myers Squibb, Celgene, Cipher, Eli Lilly, Galderma, GlaxoSmithKline, Homeocan, Janssen, LEO Pharma, L'Oreal, Medexus, Novartis, Pediapharm, Pfizer, Sanofi Genzyme, Sun Pharma、Tribute、UCB Pharma および Valeant のアドバイザー、コンサルタントおよび/または講 演者を務めたことがある。Lee Yoong Wei は、 Boehringer Ingelheim International GmbH か ら GPP アドバイザリーボードメンバーとしてコンサルタ ント料を受領し、AbbVie から講演料を受け取ったこ とがある。Masahito Yasuda は、Eli Lilly の治験 担当医師を務めている。Ana C. Hernandez Daly は Boehringer Ingelheim の社員である。 Yukari Okubo は、Eisai、Maruho および Shiseido Torii か ら助成金受領または業務請負、AbbVie、Amgen、 Boehringer Ingelheim, Bristol Myers Squibb, Celgene, Eisai, Eli Lilly, Janssen Pharma, JIMRO, Kyowa Kirin, LEO Pharma, Maruho, Novartis Pharma, Pfizer, Sanofi, Sun Pharma, Taiho、Tanabe-Mitsubishi、Torii お よ び UCB Pharma からコンサルタント料受領、AbbVie、Amgen、 Boehringer Ingelheim, Bristol Myers Squibb, Celgene, Eisai, Eli Lilly, Janssen Pharma, JIMRO, Kyowa Kirin, LEO Pharma, Maruho, Novartis Pharma, Pfizer, Sanofi, Sun Pharma, Taiho、Tanabe-Mitsubishi、Torii お よ び UCB Pharma から講義料、講演料、スピーカーズビュー ロー、原稿執筆または教育イベントに対する報酬の 支払いを報告している。Juliana Nakano de Melo、 Paolo Romanelli, Julien Seneschal, Athanasios Tsianakas および Ning Yu には開示すべき事項は ない。

オープンアクセス 本論文は Creative Commons Attribution-NonCommercial 4.0 International License の下で公開されている。本ライセンスは、原著者および情報源を適切に明示し、Creative Commons ライセンスへのリンクを示し、改変の有無を表示する限りは、いかなる媒体およびフォーマットでの非営利的使用、共有、改作、配布および複製をも許可するものである。本論文の Creative Commons ライセンスは本論文に含まれる画像や他の第三者の素材にも適用されるが、素材のクレジットラインに別途記載がある場合はこの限りではない。本論文の Creative Commons ライセンスが素材に適用されず、使用目的が法的規制で認められないか許容範囲を超えている場合には、著作権者から直接許可を得

る必要がある。このライセンスの詳細は以下のウェブサイトで閲覧できる。http://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/

#### REFERENCES

- 1. Navarini AA, Burden AD, Capon F, et al. European consensus statement on phenotypes of pustular psoriasis. J Eur Acad Dermatol Venereol. 2017;31: 1792–9.
- 2. Fujita H, Terui T, Hayama K, et al. Japanese guidelines for the management and treatment of generalized pustular psoriasis: the new pathogenesis and treatment of GPP. J Dermatol. 2018;45:1235–70.
- 3. Bachelez H. Pustular psoriasis: the dawn of a new era. Acta Derm Venereol. 2020;100:adv00034.
- 4. Augey F, Renaudier P, Nicolas JF. Generalized pustular psoriasis (Zumbusch): a French epidemiological survey. Eur J Dermatol. 2006;16:669–73.
- Schäfer I, Rustenbach SJ, Radtke M, Augustin J, Glaeske G, Augustin M. Epidemiology of psoriasis in Germany–analysis of secondary health insurance data. Gesundheitswesen. 2011;73:308–13.
- 6. Ohkawara A, Yasuda H, Kobayashi H, et al. Generalized pustular psoriasis in Japan: two distinct groups formed by differences in symptoms and genetic background. Acta Derm Venereol. 1996;76: 68–71.
- 7. von Zumbusch LR. Psoriasis und pustulöses exanthem. Arch Dermatol Syph. 1909;99:335–46.
- 8. Benjegerdes KE, Hyde K, Kivelevitch D, Mansouri B. Pustular psoriasis: pathophysiology and current treatment perspectives. Psoriasis (Auckl). 2016;6: 131–44.
- 9. Gooderham MJ, Van Voorhees AS, Lebwohl MG. An update on generalized pustular psoriasis. Expert Rev Clin Immunol. 2019;15:907–19.
- 10. Golembesky AK, Kotowsky N, Gao R, Yamazaki H. PRO16 Healthcare resource utilization (HCRU) in patients with generalized pustular psoriasis (GPP) in Japan: a claims database study. Value Health Reg Issues. 2020;22:S98.
- 11. Choon SE, Lai NM, Mohammad NA, Nanu NM, Tey KE, Chew SF. Clinical profile, morbidity, and outcome of adult-onset generalized pustular psoriasis: analysis of 102 cases seen in a tertiary hospital in Johor, Malaysia. Int J Dermatol. 2014;53:676–84.

- 12. Borges-Costa J, Silva R, Gonçalves L, Filipe P, Soares de Almeida L, Marques Gomes M. Clinical and laboratory features in acute generalized pustular psoriasis: a retrospective study of 34 patients. Am J Clin Dermatol. 2011;12:271–6.
- 13. Boehner A, Navarini AA, Eyerich K. Generalized pustular psoriasis—a model disease for specific targeted immunotherapy, systematic review. Exp Dermatol. 2018;27:1067–77.
- Furue K, Ulzii D, Tanaka Y, et al. Pathogenic implication of epidermal scratch injury in psoriasis and atopic dermatitis. J Dermatol. 2020;47:979–88.
- Akiyama M, Takeichi T, McGrath JA, Sugiura K. Autoinflammatory keratinization diseases. J Allergy Clin Immunol. 2017;140:1545–7.
- Akiyama M, Takeichi T, McGrath JA, Sugiura K. Autoinflammatory keratinization diseases: an emerging concept encompassing various inflammatory keratinization disorders of the skin. J Dermatol Sci. 2018;90:105–11.
- 17. Neuhauser R, Eyerich K, Boehner A. Generalized pustular psoriasis—dawn of a new era in targeted immunotherapy. Exp Dermatol. 2020;29:1088–96.
- Robinson A, Van Voorhees AS, Hsu S, et al. Treatment of pustular psoriasis: from the Medical Board of the National Psoriasis Foundation. J Am Acad Dermatol. 2012;67:279–88.
- 19. Umezawa Y, Ozawa A, Kawasima T, et al. Therapeutic guidelines for the treatment of generalized pustular psoriasis (GPP) based on a proposed classification of disease severity. Arch Dermatol Res. 2003;295(Suppl 1):S43–54.
- Crowley JJ, Pariser DM, Yamauchi PS. A brief guide to pustular psoriasis for primary care providers. Postgrad Med. 2021;133:330

  –44.
- 21. Feldmeyer L, Heidemeyer K, Yawalkar N. Acute generalized exanthematous pustulosis:

- pathogenesis, genetic background, clinical variants and therapy. Int J Mol Sci. 2016;17:1214.
- 22. Kardaun SH, Kuiper H, Fidler V, Jonkman MF. The histopathological spectrum of acute generalized exanthematous pustulosis (AGEP) and its differentiation from generalized pustular psoriasis. J Cutan Pathol. 2010;37:1220–9.
- 23. UCB. CIMZIA® (certolizumab pegol) now available for patients in Japan living with multiple psoriatic diseases. 2020. https://www.ucb.com/stories-media/Press-Releases/article/CIMZIA-certolizumab-pegol-now-Available-for-Patients-in-Japan-living-with-Multiple-Psoriatic-Diseases. Accessed 21 Jan 2021.
- 24. Pharmaceuticals and Medical Devices Agency. Report on the deliberation of results. Tremfya subcutaneous injection 100 mg syringe (guselkumab). 2018. https://www.pmda.go.jp/files/000234741. pdf. Accessed Dec 2020.
- 25. Abbvie. AbbVie announces first regulatory approval of SKYRIZI<sup>TM</sup> (risankizumab) for the treatment of plaque psoriasis, generalized pustular psoriasis and erythrodermic psoriasis and psoriatic arthritis in Japan. 2019. https://news.abbvie.com/news/abbvie-announces-first-regulatory-approval-skyrizi-risankizumab-for-treatment-plaque-psoriasis-generalized-pustular-psoriasis-and-erythrodermic-psoriasis-and-psoriatic-arthritis-in-japan.htm. Accessed 21 Jan 2021.
- 26. Stephenson C, Prajapati VH, Hunter C, Miettunen P. Novel use of Autoinflammatory Diseases Activity Index (AIDAI) captures skin and extracutaneous features to help manage pediatric DITRA: a case report and a proposal for a modified disease activity index in autoinflammatory keratinization disorders. Pediatr Dermatol. 2020;37:670–6.
- 27. Wang WM, Jin HZ. Biologics in the treatment of pustular psoriasis. Expert Opin Drug Saf. 2020;19: 969–80.